

2015年11月20日

一般社団法人聖路加看護学会
看護実践科学研究助成基金
「研究助成」内規

1. 研究助成の趣旨

本研究助成は、看護実践科学研究の推進を目指し、看護実践の向上と看護学の発展に寄与することを目的とする。

2. 研究助成の対象

助成の対象者は、看護実践科学研究を志向する個人またはグループとする。研究代表者(申請者)および共同研究者は、本学会の会員とするが、研究協力者はその限りではない。なお、申請にあたっては、当該年度の会費を支払っていることを条件とする。

3. 助成対象研究のテーマ

看護実践の向上に寄与すると考えられる研究課題を対象とする。

4. 助成額

助成額は、年度ごとの総会で決定する。

5. 助成金の使用期限と会計報告

助成金の使用期限は、決定時から翌年の3月末までとし、会計報告を行う。

6. 募集期間

毎年の本学会総会で研究助成事業について承認を得た後に、研究募集を行う。募集は本学会ホームページにて実施する。募集期間は約2カ月の期間を充てる。

7. 申請手続き

- (1) 本学会所定の申請書(当該看護技術の詳細な文献検討を含む)に必要事項を記入し、正1部を学术交流委員会まで郵送する。なお、提出された申請書は返却しない。
- (2) 申請書は学会ホームページよりダウンロードし、ワープロまたは手書きで記入する。
【Word Windows版】【PDFファイル(手書き用)】

8. 審査および選考方法

- (1) 選考は本学会学术交流委員会のもとに「研究助成選考委員会」を設けて実施する。
- (2) 申請結果は、本学会学术交流委員会の承認のもと、理事会に報告する。
- (3) 審査委員の資格
審査にあたる委員会の委員が、主任研究者あるいは共同研究者として助成を申請していた場合には、その委員は当該研究の審査から外れる。

9. 研究助成金の通知

- (1) 採否の通知は、決定後ただちに研究代表者あてに書面にて通知する。
- (2) 助成金は、受諾の誓約書を取り交わした後に送金する。
- (3) 助成金の送金先は、日本国内の銀行口座に限る。

10. 助成金の使途

助成金は、研究計画書（申請書）の記載通りに使用することを原則とする。

使途は、研究に要する経費（備品費、消耗品費、旅費、謝金、その他（郵送費、印刷製本費、会議費等））とする。

11. 研究結果の報告

（1）助成を受けた者は、実績報告書を2部、助成期間終了時に本学会に提出する。

（2）研究の成果は、報告書を提出する年に開催される本学会学術大会で演題発表する。
また、演題発表後1年以内に、本学会誌に投稿する。

（3）研究代表者が研究を継続できなくなった時には、共同研究者が責任をもって報告する。

12. 内規の改廃

本内規の改廃は、聖路加看護学会学術交流委員会の議を経て聖路加看護学会理事会が行う。

附 則 本内規は、聖路加看護学会看護実践科学研究助成基金事業の開始した2010年度からこれを施行する。

附 則 本内規は、2011年度からこれを施行する。（5. 助成金の使用期限と会計報告の変更, 11. 研究結果の報告（1）および（2）の追加）

附 則 本内規は、2011年11月28日からこれを施行する。（6. 募集期間を2ヵ月から約2ヵ月に変更）

附 則 本内規は、2012年11月2日からこれを施行する。（11. 研究結果の報告(2)を「原則として、研究成果は本学会誌に投稿する。」から「演題発表後1年以内に、本学会誌に投稿する」に変更）

附 則 本内規は、2015年11月20日からこれを施行する。（法人化により「聖路加看護学会看護実践科学研究助成基金『研究助成』内規」から「一般社団法人聖路加看護学会看護実践科学研究助成基金『研究助成』内規」に変更）